

議案第11号

基山町税条例の一部改正について

基山町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号イ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は同法附則第4条第1項」に改め、「又は佐賀県教育委員会」を削り、「許可」を「認可」に、「同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭」を「同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改め、同号ウ中「又は金銭」を削る。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行規則）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（個人の町民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の基山町税条例第34条の2の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものも含む。）及び」とする。

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布により、新たな公益信託制度として、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うため、基山町税条例を改正する必要がある。

令和 8 年 3 月 12 日原案可 決